

白山野々市広域事務組合競争入札心得

平成19年9月28日

告示第7号

(趣旨)

第1条 白山野々市広域事務組合の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、白山野々市広域事務組合財務規則(昭和56年松任石川広域事務組合規則第17号。以下「規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第48条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、組合長にその旨を申し出なければならない。ただし、規則第48条の規定に基づく資格者名簿については、当分の間、関係市町の入札資格者名簿をもって準用する。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保(規則第53条に規定するものをいう。以下同じ。)を会計管理者又は白山野々市広域事務組合指定金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を組合長に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の審査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が組合長が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)に対する定期預金債権である場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその保管証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等並びに入札執行通知書(以下「設計図書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、白山野々市広域事務組合が指定する日時までに関係職員の説明を求めることができる。

なお、一般競争入札では、入札公告において、質問書の受付期間及び方法を定めるものとする。

2 入札書は、様式第1号により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封か

んの上入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正個所に訂正印を押さなければならない。

なお、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳書」という。）の添付を求められた場合は、必ず入札書に添付するものとする。

- 3 入札書の郵送は、認めないものとする。ただし、入札保証金の納付を免除された場合であって組合長がやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合において、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載の上、提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（入札の辞退）

第5条 指名を受けたものは、入札書を入札箱に投函するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けたものは、入札を辞退するときはその旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、様式第2号により入札辞退届を作成の上、直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項による辞退をすることなく、かつ入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札とりやめ等）

第7条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 指名競争入札の入札執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。

（無効の入札書）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書

- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその不備が軽微なもので入札者の意思が察知されるものは除く。
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書。ただし、第11条第3項の収入の原因となる入札にあつては、直前の入札の最高価格を下回る価格の入札書
- (11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けたものは除く。）のした入札書
- (13) 見積内訳書の添付を求められている入札において、見積内訳書の添付がない又は内容に記載がない見積内訳書を添付した入札書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書
(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え若しくは撤回又は辞退の申立てをすることができない。

（開札）

第10条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者立会いの上行うものとする。ただし、第4条第3項ただし書に規定する場合を除く。

（落札者の決定）

第11条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 契約の目的が物品や資産等の売り払いなどの場合で、入札が収入の原因となる入札にあつては前2項の規定にかかわらず、予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とする。予定価格を定めない場合は、入札参加者のうちで最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札等）

第12条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき又は最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は2回までとする。ただし、予定価格を公表するものにあつては、再度入札は行わない。

3 第8条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、当該再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約書案の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保(規則第70条に規定するものをいう。以下同じ。)を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付しようとするときは、現金を保証金納付書により白山野々市広域事務組合指定金融機関に振り込み、保証金領収証書の交付を受け、契約書案と共に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、保証金(担保)納付書を添えて会計管理者に提出し、保管証書の交付を受け、契約書案と共に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が履行保証保険又は工事履行保証契約を結んだことによるものであるときは、当該契約保証に係る保険証券又は保証証券を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第15条 組合長は、必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日(白山野々市広域事務組合の休日を定める条例(平成5年松任石川広域事務組合条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に契約書案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負で、組合長が指定するものについては、仮契約書案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の規定により締結した仮契約は、白山野々市広域事務組合議会の議決又は組合長の専決があつたときに本契約となるものとする。

3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第17条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第18条 第4条から第11条まで、第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、随意契約をする場合に準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月11日告示第14号）

この告示は、平成23年11月11日から施行する。

附 則（平成26年3月3日告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年4月3日告示第8号）

この告示は、公表の日から施行し、施行日以降に入札の公告又は入札通知書に基づいて実施する入札について適用する。

附 則（令和4年4月1日告示第3号）

この告示は、公表の日から施行し、施行日以降に入札の公告又は入札通知書に基づいて実施する入札について適用する。

様式第1号（第4条関係）

入 札 書

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事名
ただし、工事場所 _____ 請負代金

上記のとおり入札します。

年 月 日

（あて先）白山野々市広域事務組合長

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

①印

様式第2号（第5条関係）

入 札 辞 退 書

工 事 名
工事場所

この度、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

（あて先）白山野々市広域事務組合長

入札者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

①